

## 南九州市プレミアム付商品券取扱店公募要領

### 1 プレミアム付商品券事業の実施について

南九州市は、消費税・地方消費税率引上げにより、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、令和元年10月1日から令和2年3月末日まで使用できるプレミアム付商品券を発行します。

### 2 事業概要

名称	南九州市プレミアム付商品券事業
発行総額	2.75億円
額面	1セット 5,000円
販売価格	1セット 4,000円 ※対象者1人当たり5セット 20,000円（額面25,000円）まで分割購入可
商品券の券種	商品券1枚当たりの額面は500円とし、10枚で1セット
プレミアム率	20%
利用期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日まで
販売期間	令和元年9月中旬～令和2年3月中旬まで
購入対象者	①低所得者：平成31年度住民税非課税者（課税基準日平成31年1月1日） ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族，生活保護被保護者等を除く。 ②子育て世帯の世帯主 平成28年4月2日から令和2年2月29日までに生まれた子が属する世帯の世帯主 ※令和元年10月1日から令和2年2月29日までに生まれた子どもについては、南九州市独自の取組みとして実施する。
購入対象者数（見込み）	① 低所得者：10,000人 ② 子育て世帯：1,000人
購入限度額	低所得者：5セット（額面2.5万円）/人 子育て世帯：5セット（額面2.5万円）/人×平成28年4月2日から令和2年2月29日までの間に生まれた子の数
販売方法	購入対象者に事前に市役所（福祉課）より郵送した購入引換券を提示した者に対し販売を行う。
販売場所	各庁舎：福祉担当窓口
商品券の使用対象外となるもの	・出資，債務，公共料金（税金，水道料金，電気，電話料金，振込手数料など） ・金，銀，有価証券，商品券（ビール券，図書券，店舗が独自に発行する商品券等），旅行券，切手，印紙，宝くじ等の換金性の高いものの購入 ・たばこ ・現金との換金や金融機関への預け入れ

### 3 商品券取扱事業所の登録について

#### (1) 申込方法

南九州市プレミアム付商品券取扱事業所登録申請書に必要事項を記入して、以下までご提出ください。

- 申請書入手方法 ①南九州市ホームページよりダウンロード  
② 颯娃・川辺庁舎 各地域振興係窓口、知覧庁舎商工観光課窓口

**申請期間：令和元年5月20日（月）～7月19日（金）**

提出方法：商工観光課窓口へ持参，郵送，FAX等で提出ください。

提出先：〒897-0392 南九州市知覧町郡6204番地  
商工観光課 商工水産係  
TEL0993-83-2511 FAX0993-83-2050

#### (2) 申請できる事業所等

南九州市に事業所（店舗）を有し、営業活動を行っている事業所。

※申請した店舗のみが商品券取扱事業所として登録されます。

※チェーン店舗等においては、南九州市内に所在する店舗に限り応募できます。

※市内において複数有している場合は、お手数ですが申請書は店舗毎に提出していただきます。

※申請いただいた事業者へは、申請後1月以内に登録の可否について郵送・FAX等でご連絡いたします。1月経過しても連絡がない場合は、お手数ですが商工観光課（商工水産係）までお問合せください。

#### (3) 対象外事業所

- ・南九州市暴力団排除条例第2条第1号から2号に規定する「暴力団」「暴力団員」に該当する者が運営する事業所
- ・特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- ・公序良俗に反する営業を行うもの
- ・その他、本事業の目的に照らして、不相当と市長が判断する者

#### (4) 換金方法

- ・商品券の換金は口座振込により行います。
- ・毎月1日から月末までに使用された商品券を翌月10日までに（土日祭日の場合はその翌日）請求していただきます。請求の際には、使用された商品券の添付が必要になりますので、商品券の紛失や汚損には注意してください。
- ・原則、当月請求分について当月内に振込を行う予定としています。

#### (5) 換金請求期間

令和元年11月1日（金）～令和2年4月30日（木）

#### (6) 換金手数料

無料

(7) 留意事項

- ・使用期間（令和2年3月31日）を過ぎて請求された商品券は換金できません。
- ・商品券使用分については、つり銭の支払いができません。

例) お客様が700円のものをご購入しようとする場合

①商品券2枚（1,000円）で支払いをしようとした場合 → つり銭は払えません

②商品券1枚（500円）と現金500円で支払いをしようとした場合  
→ 300円を支払う

(8) 事業者説明会について

- ・商品券取扱店を対象とした事業者説明会を開催します。  
説明会の開催期日等については、8月中旬頃までに郵送又はFAXで案内いたします。
- ・商品券取扱店として登録された場合は、取扱店であることが分かるように、市が作成したポスターを掲示していただきます。

**【問合せ先・取扱店登録申請書提出先】**

〒897-0392

南九州市知覧町郡6204番地

商工観光課 商工水産係

TEL 0993-83-2511（内線2061）

FAX 0993-83-2050